

○古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例

平成29年1月18日

条例第8号

改正 令和2年12月25日条例第47号

令和4年4月1日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、古河市の良好な景観の形成及び環境の保全並びに太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関しとの調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民の安全及び安心並びに良好な居住環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備設置事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（以下「発電設備」という。）の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行うものをいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地をいう。
- (4) 隣接関係者 事業区域に隣接する土地（事業区域が幅員6メートル未満の道路その他これに類するもの（以下この号において「道路等」という。）に接する場合は、当該道路等を無いものとみなしたときに接する土地を含む。）又は当該土地に存する建築物の所有者及び使用者をいう。
- (5) 地元関係者 事業区域の境界から50メートルの区域内において居住する者及び事業を営む者並びに隣接関係者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、この条例のほか、太陽光発電設備設置事業及び太陽光発電事業に関連する法令等を遵守し、本市における環境の保全、災害の防止及び良好な景観形成に十分配慮するとともに、地元関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。

(適用範囲)

第5条 この条例は、総発電出力50キロワット以上の発電設備を土地に自立して設置する事業者（実質的に同一の事業者が180日以内に、実質的に一つと認められる場所で複数の発電設備に分割して設置する場合又は既に太陽光発電設備設置事業を実施している事業区域において、発電設備の変更等により総発電出力が50キロワット以上となる場合を含む。）又は次条に規定する立地に慎重な検討が必要な地域において太陽光発電設備設置事業を実施する事業者を対象とする。

(立地に慎重な検討が必要な地域)

第6条 市長は、法令、計画等の事由により、事業区域とするに当たり立地に慎重な検討が必要な地域を規則で定めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、立地に慎重な検討が必要な地域を変更することができる。

(地元関係者への説明会の開催)

第7条 事業者は、第9条第1項の規定による届出を行う前に、地元関係者に対して、規則で定めるやむを得ない理由があるときを除き、太陽光発電設備設置事業に関する説明会を開催し、地元関係者の理解を得るよう周知及び説明に努めなければならない。

2 事業者は、事業区域の境界から50メートルの区域内に居住する者がいるときは、前項の説明会について、あらかじめ市長及び当該区域の自治会又は行政区の長に報告するものとする。

(事前協議)

第8条 次条第1項の規定による届出及び協議を行おうとする事業者は、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

(届出及び協議)

第9条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(協議終了の通知等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

2 事業者は、前項の規定による通知を受けた後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。

(適正な設置及び維持管理)

第11条 事業者は、規則で定めるところにより、発電設備の適正な設置及び維持管理に努めるものとする。

(設置完了の届出等)

第12条 事業者は、発電設備の設置を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、設置された発電設備の状況について確認を行うものとする。

(太陽光発電事業終了等の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電事業を終了したとき、並びに発電設備を撤去し、及び処分したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

(指導、助言及び勧告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、規則で定めるところにより適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第10条の規定による通知を受ける前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。

(3) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けたときは、規則で定めるところにより、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに確認を行うものとする。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則に定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後60日の間に着手する第10条第1項の規定により届出を要する太陽光発電設備設置事業については、第7条から第11条までの規定は適用しない。

3 この条例の施行の際現に発電設備を設置している事業者であって、当該設置の日以後180日の間に、実質的に一つと認められる場所に発電設備を設置し、又は既に設置している発電設備を変更等することにより、総発電出力が50キロワット以上となる場合は、第5条の規定による対象とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（令和2年条例第47号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例第7条の規定による事前協議を開始しているものに係る協議、周知等の手続等については、なお従前の例による。